令和８年第３回葛城市議会定例会会議録（第１日目）

１．開会及び散会　　令和８年９月１日　午前１０時０３分　開会
　　午後　０時０２分　散会

２．場　　所　　葛城市役所　議会議場

３．出席議員13名

１番	福本善之	２番	木村　公
３番	鷲本義明	４番	速水一生
５番	西川善浩	６番	杉本訓規
７番	梨本洪珪	８番	吉村　始
９番	奥本佳史	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	藤井本　浩		

欠席議員０名

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東　錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	林本裕明
総務部長	吉田和裕	財務部長	堀川雅樹
市民生活部長	葛本章子	都市整備部長	倉田主税
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	山岡邦啓
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	奥田雅彦	代表監査委員	森田洋平
監査委員事務局長	油谷知之		

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西川勝也	書記	吉村浩尚
書記	神橋秀幸	書記	西邨さくら

６．会議録署名議員　　２番　木村　公　　３番　鷲本義明

７．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定について

日程第３　議第５３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第４　議第５４号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第５　議第５５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第６　報第　６　号　令和７年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第７　報第　７　号　令和７年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
日程第８　認第　１　号　令和７年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第９　認第　２　号　令和７年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第10　認第　３　号　令和７年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
日程第11　認第　４　号　令和７年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
日程第12　認第　５　号　令和７年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
日程第13　認第　６　号　令和７年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
日程第14　認第　７　号　令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第15　認第　８　号　令和７年度葛城市水道事業会計決算の認定について
日程第16　認第　９　号　令和７年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
日程第17　議第５６号　市道の変更について
日程第18　議第５７号　葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについて
日程第19　議第５８号　葛城市行政手続条例の一部を改正することについて
日程第20　議第５９号　葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
日程第21　議第６０号　葛城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについて
日程第22　議第６１号　葛城市税条例の一部を改正することについて
日程第23　議第６２号　葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて
日程第24　議第６３号　財産の取得について（書庫用集密書架等）
日程第25　議第６４号　財産の取得について（庁舎事務室用什器等）
日程第26　議第６５号　財産の取得について（避難所資機材）
日程第27　議第６６号　令和８年度葛城市一般会計補正予算（第２号）の議決について
日程第28　議第６７号　令和８年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第１号）の議決について
日程第29　議第６８号　令和８年度葛城市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について

開　会　午前１０時０３分

増田議長　ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和８年第３回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

本日、令和８年第３回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げておきます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に市長から提出されました議案は、議事日程記載の日程第３から日程第29までの27件でございます。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表は、ペーパーレス会議システムで配付をいたしておりますので、ご承知おきを願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果についてご報告がございました。ペーパーレス会議システムに配付をいたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

また、教育委員会より教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書が提出されており、既に各議員に配付いたしておりますので、ご報告といたします。

次に、葛城市議会視察研修についてご報告を申し上げます。

去る７月９日から７月10日にかけて実施をいたしました葛城市議会全員視察研修及び各常任委員会視察研修の結果報告書が、副議長及び各常任委員長より提出されております。この概要につきまして、それぞれ報告を願います。

まず、全員視察研修の結果を報告願います。

６番、杉本訓規議員。

杉本副議長　皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る令和８年７月９日に行いました議会全員視察研修についてご報告させていただきます。

今回は愛知県美浜町を訪問し、スポーツを核としたまちづくり及びスポーツ施設の防災機能についてをテーマに研修を行いました。八谷町長をはじめ、多くの関係職員の方に出席いただき、詳細なご説明の後、美浜町運動公園陸上競技場及び総合公園体育館を現地視察いたしましたので、概要をご報告いたします。

まず、スポーツを核としたまちづくりについてでございます。美浜町では、近隣の日本福祉大学や観光協会など、地域団体等が一体となり、スポーツを軸とした観光、子育て、健康福祉、障害福祉、若者の定住促進等、地域の課題解決に官学連携で取り組んでおられました。陸上競技場において徹底的なバリアフリー化が図られているほか、近隣学生や他町からの利用、また、花火大会等のイベントも開催されるなど、地域交流の拠点として高度な活用がされておりました。

次に、スポーツ施設の防災機能についてでございます。美浜町総合公園体育館のメインア

リーナは、愛知県の広域受援計画において地域内輸送拠点に指定されており、プッシュ型支援物資の搬入動線の人員配置、民間企業との協定など、あらゆる事態を数値化した上で綿密な計画が行われております。また、空調が完備されている体育館のサブアリーナを災害時のご遺体安置所として活用する想定の下、防水シートの準備や実際の動線確保まで具体的に取り組まれており、実践力の高い危機管理体制が敷かれておりました。さらに、元自衛官である地域防災マネージャーをはじめとする専門人材が配置され、県、町が一体となった実効性ある訓練も実施されておりました。

今回の視察を通じ、多くの議員から、防災機能と平時利用の一体的な整備、フェーズフリーの視点の重要性について再認識したとの意見がありました。スポーツ施設を単なる運動、交流の場としてだけではなくて、災害時には支援の拠点と切り替える計画性、そして、動線やバリアフリー、周辺道路の整備との一体的な計画の重要性を学び、また、専門的知見を持つ人材の確保と実効性ある具体的な受援計画の策定を早急に進めるべきであるとの認識も深めました。災害時に市民の命を守るための体制の構築は、執行部側、そして議会側ともに共通した認識を持つ重要な課題であります。今回の視察で得た貴重な知見を生かし、今後の葛城市のまちづくり、そして防災力、災害時の対応力を向上に向けて、強く政策提言を行ってまいる所存でございます。

結びに、今回の視察を快く受け入れてくださいました美浜町の皆様に、この場を借りて心より感謝申し上げます。

以上、葛城市議会全員視察研修の報告とさせていただきます。

増田議長　次に、総務建設常任委員会視察研修の結果をご報告願います。

８番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長　改めまして、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、総務建設常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る７月10日、本委員会といたしまして、岐阜県大野町において、道の駅パレットピアおおのの防災機能について視察研修を行いました。道の駅パレットピアおおのは、令和３年に岐阜県で初めて国土交通省より防災道の駅に選定されており、平時には年間多くの観光客や地域住民でにぎわう地域交流、産業振興の拠点である一方、大規模災害時には、警察、消防、自衛隊等の応援部隊が活動する広域防災拠点としての機能を併せ持つ施設であります。

研修では、発災直後の緊急避難場所としての機能や、その後、段階的に広域支援活動拠点へとシームレスに役割を移行する緻密な運行計画などについてのご説明をいただきました。また、パレットピアおおのの屋外防災機能施設と隣接する子育て支援施設、ぱすてるの実地研修を行っていただきました。子育て支援施設ぱすてる内には岐阜県の防災情報通信システムが配備されており、災害時にはそのまま災害指令室へとシームレスに用途を切り替えるという、平時施設の有効活用と柔軟な運用の現場を確認させていただき、防災施設、設備の充実だけでなく、平時の施設を有効活用する柔軟な発想が印象的でした。

本市におきましても、受援施設の在り方等につきまして、活発に議論が行われているところではございますが、平時と災害時の機能の変異につきまして、大変参考になるものであり

ました。各委員からの質問もなされ、大変有意義な意見交換の場となり、見聞したことにつきまして、今後の葛城市のまちづくりに役立ててまいりたいと思います。

今回の研修は、今後の議員活動に大変寄与するものであり、視察を快く受け入れていただきました大野町の皆様には、この場を借りて重ねてお礼を申し上げるものでございます。

以上をもちまして、令和８年度総務建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

増田議長　次に、厚生文教常任委員会視察研修の結果をご報告願います。

13番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長　ただいま議長のお許しを得ましたので、去る７月10日に行いました厚生文教常任委員会視察研修についてご報告をいたします。

今回は富山県立山町を訪問し、防災児童館複合施設アカリエの整備及び子育て支援等の取組について視察を行いました。

令和７年１月に開館したアカリエは、防災センターと児童館の機能が兼ね備えられた複合施設で、老朽化した旧町民会館の更新の際に計画されたものであります。総事業費は18億円ですが、あらゆる国庫補助制度を組み合わして、合計で約12億円の補助金を調達し、町の負担は実質約６億円に抑えられております。施設の空調には地中熱輻射空調や地中熱床暖房を採用され、北陸地域の公共施設では初めてとなる『ＺＥＢ』を獲得されております。また、施設内は平時でも防災のことが意識できるつくりとなっており、子どもたちも遊びながら、自然と防災意識が高められる防災教育が実施されておりました。

本市におきましては、少子化が進む現在におきましても、多くの子育て世帯が暮らしていただいているところでございますが、一方で、児童館や室内遊び場の不足が指摘されていることもあり、今回訪問させていただきました立山町での取組は、大変参考になるものでございました。今回ご教授いただきました内容を参考に、本委員会におきまして、今後更に議論を深めてまいります。

結びに、今回の視察を快く受けていただきました立山町の皆様にこの場を借りて心より感謝を申し上げます。

以上、令和８年度厚生文教常任委員会の視察研修報告といたします。

増田議長　次に、閉会中に開催をされました各委員会の審査状況につきまして、各委員長よりご報告を願います。

まず、物資集積拠点に関する調査特別委員会の審査状況につきまして、委員長より報告願います。

８番、吉村始議員。

吉村物資集積拠点に関する調査特別委員長　議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました物資集積拠点に関する調査特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては６月26日午後５時５分より開催し、今後の調査の進め方について協議を行いました。当委員会におきましては、これまで物資集積拠点の用地先行取得に関する一連の事務手続等について、地方自治法98条第１項に基づく調査を重ねてまいりましたが、これまでの理事者からの答弁等も踏まえ、早期の解決のために、より強力な調査権限を有す

る同法第100条に基づく調査、いわゆる百条委員会への移行の是非について議論をいたしました。

まず、百条委員会への移行を求める委員からは、これまでの調査では、債務負担行為を行わずに土地開発公社へ先行取得を依頼した経緯など、不適正な事務が行われた原因の真相究明には至っていない。組織のコンプライアンス体制を見直し、二度と同様の事態を起こさないための具体的な再発防止策を提言するためには、百条委員会による強力な調査権限が必要であるなどの意見が出されました。

一方で、百条委員会の設置に対し慎重な立場を取る委員からは、現状の委員会のままでも、議会からの決議といった別のアプローチを検討すべきではないかなどといった意見が出されました。

委員会といたしましては、このような意見を踏まえ、慎重に協議した結果、直ちに百条委員会への移行を判断するのではなく、まずは、正副委員長及び議会事務局において、次回委員会までに百条委員会を設置した場合の具体的な調査目的、想定されるスケジュール、必要となる経費の積算等について調査整理を行うこととし、その内容を基に今後の方向性について引き続き協議していくことを決定いたしました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発に意見が出されておりますことを付け加えまして、物資集積拠点に関する調査特別委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長　次に、議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

５番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長　皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催をいたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る８月７日午前９時30分から開催をし、市民懇談会について、政務活動費について及び議会議員が委員となる各種委員会などについての３つの案件について協議を行いました。

最初に市民懇談会についてであります。

まず初めに、８月22日はゆうあいステーションで、29日は中央公民館で行われる予定の令和８年度の市民懇談会の参加人数の状況について、委員の皆様にご報告をさせていただきました。また、前回の委員会で集計結果の分析の観点から、アンケート用紙に性別の記載欄を追加することとなり、回答は、男、女、無回答とする様式の変更の確認をさせていただくなど、市民懇談会開催に向けた調整を行わせていただきました。その後、本委員会開催後に令和８年度葛城市議会市民懇談会が予定どおり開催をされ、ゆうあいステーションにつきましては18名、中央公民館につきましては21名のご参加をいただきました。両会場とも参加者の方々と議員が１つのテーマに基づき、対話を通して議論を深め、参加者から本市の課題やアイデア、要望が意見として多く出されました。これら、今回の市民懇談会で参加者の皆様からいただいたご意見をまとめまして、理事者側に要望書として提出をさせていただきたいと考えております。

次に、政務活動費でございます。

政務活動費については、これまでの議論を踏まえ、年額36万円の上半期、下半期の２回払いとする方向性で、葛城市議会政務活動費運用基準案、葛城市議会政務活動費の交付に関する条例案、及び葛城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則案を作成していただき、各委員からご意見をいただきました。

委員からは、広報費の広報紙の按分について、政党としての活動や支持基盤を拡大するような内容が含まれている場合の按分の考え方をもう少し他市の事例を細かく研究したほうがよいのではないかという意見がありました。また、事務所費については、活動実績報告やチェックをどのように行うのか、また、自己申告のみで判断が難しいのではないかという意見がありました。ほかには制限やチェックが厳し過ぎると議員が制度を利用しなくなってしまう懸念があるため、虚偽があった場合の罰則規定や実態に合わせた工夫が必要ではないかという意見もございました。今回委員からいただきました意見などを踏まえた上で、今後、政務活動費の運用基準の勉強会を行っていくこととなりました。

次に、議会議員が委員となる各種委員会などについてでございます。

理事者側から、国民健康保険運営協議会の退任の基準日に誤りがあり、令和９年12月31日の退任が正しいという報告及び謝罪があったことを情報共有しました。

次に、社会福祉協議会の監事選出の件でございます。

現在、議会選出の監査委員が社会福祉協議会の監事という充て職となっておりましたが、社会福祉協議会より議長に対して、今後、監査委員のほうに監事になってもらうのではなく、別の方にやっていただく方向で進めていく予定であるとの説明がございましたので、情報共有をさせていただきました。議会選出の監査委員が監事とならないことについては、特にご異議などはございませんでした。

また、議会議員が各種委員を退任することについて、理事者側の捉え方にずれが生じないよう、議会としての考え方や理由、市民や各種委員会内部に対して、議会の役割や議会への報告の在り方を分かりやすく説明すべきであるとの意見が出されました。

これを受け、正副議長、議運委員長も含めた中で、行政側に議会議員が各種委員を退任する経緯や背景を含めて説明できる材料を申し入れさせていただき、各種委員会で説明していただくということになりました。

以上で閉会中に開催をいたしました議会改革特別委員会の報告といたします。

増田議長　閉会中に開催されました委員会の審査状況につきましては、以上でございます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としての挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長　皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和８年第３回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心

より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が３件、報告案件が２件、認定案件が９件、議決案件が13件、合わせて27件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

増田議長　これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、２番、木村公議員、３番、鷲本義明議員を指名いたします。

次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審査方法について議会運営委員会で協議を願っておりますので、委員長から報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長　皆様、おはようございます。令和８年第３回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る８月21日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第３、議第53号から日程第５、議第55号までの３議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、１議案ごとに討論、採決まで行います。

次に、日程第６、報第６号及び日程第７、報第７号の２件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定による一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第８、認第１号から日程第16、認第９号までの決算認定の９議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より４名ずつ選出された８人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第17、議第56号の市道の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第57号から日程第23、議第62号までの条例の制定及び一部改正の６議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第57号、議第58号、議第60号及び議第61号の４議案は総務建設常任委員会に、議第59号及び議第62号の２議案は厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第63号から日程第26、議第65号までの財産の取得に関する３議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。議第63号及び議

第64号につきましては、会議規則第37条によりまして、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会への付託についてお諮りをいたします。その後、付託の議決をいただきましたなら、（仮称）當麻複合施設及びその周辺に関する特別委員会で審査願います。

そして、議第65号につきましては総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第27、議第66号から日程第29、議第68号までの補正予算３議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は８名といたしますので、調整を図って、委員の選出をお願いいたしたいと思います。

以上で１日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、ペーパーレス会議システム等で配付をしているとおりでございます。会期は本日９月１日より18日までの18日間とし、２日午前10時より本会議、一般質問を行います。３日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。７日午前９時30分より総務建設常任委員会、８日午前９時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。９日は午前９時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。同日午後２時より、物資集積拠点に関する調査特別委員会を開催いたします。10日、11日、14日の３日間は、いずれも午前９時30分より決算特別委員会を開催願います。15日午後３時より、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会を開催いたします。先ほど申し上げました議第63号及び議第64号の付託が議決されましたなら、付託議案の審査をお願いしたいと思います。16日、17日は予備日といたします。18日午前10時より本会議を再開し、初めに会期中に行われました各委員会における調査事項について、審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果について報告願い、質疑、討論の後、採決を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は２回までで、３回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁も含めて１人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

増田議長　ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日１日から18日までの18日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日から18日までの18日間とすることに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審査につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審査を行うことにいたします。

本日の議事日程はペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

これより議案審査に移ります。

日程第３、議第53号から日程第５、議第55号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての３議案を一括議題といたします。

なお、本３議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本３議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました議第53号から議第55号までの３議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第53号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員の西岡弥臣氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き西岡氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第54号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員の安川健二氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き安川氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第55号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員の山岡加代子氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き山岡氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上３名の方々につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者としての推薦をいたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

増田議長　これより質疑に入りますが、本３議案につきましては、一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は１議案ごとに行います。

日程第３、議第53号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり適任と認めることに決定をいたしました。

日程第４、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり適任と認めることに決定をいたしました。

日程第５、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり適任と認めることに決定をいたしました。

次に、日程第６、報第６号、令和７年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第７、報第７号、令和７年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件２件を一括議題といたします。

本件につき報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました報第６号及び報第７号の２議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第６号、令和７年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの健全化判断比率について、ご説明させていただきます。

１つ目の比率である実質赤字比率及び２つ目の比率である連結実質赤字比率については、本市につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額はございません。３つ目の比率である実質公債費比率、本市の場合、令和５年、令和６年、令和７年度の３か年平均で7.5％であり、これは、早期健全化基準である25％を下回っております。４つ目の比率である将来負担比率、本市の場合は10.1％であり、これは早期健全化基準である350％を大きく下回っております。

このように、令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろ

んのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるものでございます。

次に、報第７号、令和７年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた２億8,034万1,365円に対しまして、現金・預金等の流動資産は８億1,812万265円でございまして、流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

次に、下水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた1,824万7,307円に対しまして、現金・預金等の流動資産は１億9,127万4,284円でございまして、流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

増田議長　次に、監査委員より、報第６号及び報第７号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、森田洋平委員。

森田代表監査委員　おはようございます。それでは、ただいまより令和７年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告いたします。なお、この審査は、監査委員２名の合議の結果です。審査の概要及び意見については、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の結果、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類は適正に作成されているものと認められました。

葛城市におきましては、健全化判断比率に関わる実質公債費比率や将来負担比率などの４項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準をクリアしている財政状況となっています。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努めていただきたい。また、新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全な効率的な行財政運営を推進していただきたい。

以上をもって財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、森田洋平。同じく奥本佳史。

以上です。

増田議長　以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご承知願いたいと思います。

次に、日程第８、認第１号から日程第16、認第９号までの決算認定９議案を一括議題とい

たします。

本９議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました認第１号から認第９号までの９議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第１号、令和７年度葛城市一般会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は195億2,323万5,534円で、予算現額に対する収入率は90.9％でございます。また、歳出決算額は192億4,255万4,467円で、予算現額に対する執行率は89.6％となっております。歳入歳出差引残額は２億8,068万1,067円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3,914万79円を差し引いた実質収支額は２億4,154万988円でございます。

次に、認第２号、令和７年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は36億4,358万9,226円で、予算現額に対する収入率は92.9％でございます。また、歳出決算額は36億1,973万6,612円で、予算現額に対する執行率は92.3％となっております。歳入歳出差引残額は2,385万2,614円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第３号、令和７年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は34億637万5,251円で、予算現額に対する収入率は95.3％でございます。また、歳出決算額は33億9,308万7,375円で、予算現額に対する執行率は95％となっております。歳入歳出差引残額は1,328万7,876円で、実質収支額も同額でございます。一方、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額はともに3,134万5,191円で、予算現額に対する収入率・執行率はともに81.8％でございます。歳入歳出差引残額は０円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第４号、令和７年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は４億8,619万4,645円で、予算現額に対する収入率は96.7％でございます。また、歳出決算額は４億8,596万4,773円で、予算現額に対する執行率は96.7％となっております。歳入歳出差引残額は22万9,872円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第５号、令和７年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,116万3,443円で、予算現額に対する収入率は61.3％でございます。また、歳出決算額は1,049万6,607円で、予算現額に対する執行率は57.7％となっております。歳入歳出差引残額は66万6,836円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第６号、令和７年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,635万9,798円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに86.6％でございます。歳入歳出差引残額は０円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第７号、令和７年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は６億9,399万6,037円で、予算現額に対する収入率は98％でございます。また、歳出決算額は６億9,284万8,537円で、予算現額に対する執行率は97.9％となっております。歳入歳出差引残額は114万7,500円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第８号、令和７年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては、８億373万6,120円で、予算現額に対する収入率は99.3％であります。一方、水道事業費用は９億4,323万2,871円で、予算現額に対する執行率は93.9％となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純損失は１億7,293万9,437円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は1,746万1,909円で、予算現額に対する収入率は88.7％であります。一方、支出額は４億1,110万4,095円で、予算現額に対する執行率は94.2％となっております。この資本的収支における３億9,364万2,186円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金で補てんをいたしました。

最後に、認第９号、令和７年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の下水道事業収益につきましては、11億7,494万8,120円で、予算現額に対する収入率は98.2％でございます。一方、下水道事業費用は11億6,461万1,415円で、予算現額に対する執行率は97.9％となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は643万6,518円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は４億474万8,000円で、予算現額に対する収入率は、97.3％でございます。一方、支出額は７億3,907万2,282円で、予算現額に対する執行率は99.2％となっております。この資本的収支における３億3,432万4,282円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

増田議長　次に、監査委員より、認第１号から認第９号まで、以上９議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、森田洋平委員。

森田代表監査委員　それでは、ただいまより令和７年度葛城市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査結果について報告します。

本審査につきましては、監査基準に基づき、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ経済性、効率性が適正に行われているか確認しました。なお、この審査報告は監査委員２名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、併せて必要に応じて関係職員から説明を求め、審査を実施いたしました。市民の大切な税金等がいかに有効に使われてきたかということを主眼に置いて、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、事業の執行状況について、前年度決算との比較も踏まえ、各部長より、令和７年度決算に関わる主要な施策の成果に関する報告書の説明を受け、必要に応じ質問を行い、確認しました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿、その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

以下に述べる８点については、検討を要するものや課題として、今後必要な措置を講じていただくよう要望します。

１、水道事業会計及び下水道事業会計決算について。

令和７年度の水道並びに下水道事業会計は、資金不足比率において黒字を確保、すなわち資金不足とはなっていないので、公営企業の経営健全化基準をそれぞれクリアしています。しかしながら、水道事業会計の当年度の損益計算書では約１億7,000万円の純損失となっていて、令和６年度同様、その赤字部分を過去からの繰越利益剰余金で補てんする決算となっています。これは、施設の維持管理や運営費用に係る諸物価の高騰などが水道料金などの収益を上回っていることに加え、令和７年度については、長く続いた渇水による奈良県広域水道企業団からの受水量の増加が主な要因で、引き続き対応が避けられない課題と想定されます。水道事業は、市単独経営の継続を選択しておりますが、市として将来を見据えた安定的な経営が必須であり、今後とも赤字部分を繰越利益剰余金の取崩しで対応することは好ましくありません。料金体系の見直しも視野に入れた健全な財政運営を目指すよう強く要望します。

加えて、これまで実施していなかった未収金の遅延損害金の徴収について、他自治体の事例や法令も調査した上で、前向きに検討するよう求めます。

また、当年度の下水道事業会計においては、一般会計から営業費用の約４割に相当する約４億4,000万円の補助金を投入することで、資金不足比率において黒字を確保しているものの、公営企業会計としての独立採算の原則が保たれない運用が続いております。下水道は衛生的な生活環境を維持するための重要なインフラであり、当面の対応として資金の不足分を一般会計から充当されることは許容されるものの、将来にわたって市の財政に過度に依存する状況は、市の財政そのものの硬直化を招くおそれがあります。下水道事業についても、公営企業会計としての独立採算制を目指すためにも、より一層の経営効率化と経費削減に努めることを要望します。

２、収入未済に伴う不納欠損処理基準の策定について。

現在、市が直接徴収している税金や料の一部で、滞納者の居所不明や高齢化により支払いが滞り、徴収のめどが立たず、長期間そのままになっている事案が見受けられます。現状ではこれらを不納欠損処理する基準が定まっておらず、各課での判断を難しくしていると考えます。このまま徴収が困難な税金や料を抱え続けると、管理の業務負担が増えるだけでなく、決算の正確性を損なうおそれがあるため、明確な不納欠損処理基準を設けることを求めます。

３、公共バス運行事業について。

コロナ禍の令和３年より無償化されている公共バス運行事業は、一定の成果を上げていると思われますが、コロナ禍終息後も無償化を継続することについては、見直す時期に来ていると思われます。これまでの無償化の成果分析を行い、費用対効果の検証を実施した上で適

切な受益者負担を見据え、路線や運行方法の見直し等、公平性を担保しながら、地域公共交通を必要とされる方々にとってよりよいサービスに移行していく必要があると考えます。

４、土地賃貸借契約における契約内容の適切な見直しについて。

各課の長期にわたる土地賃貸借契約に関して、契約更新時に適切な見直しが行われず、当初の契約内容を踏襲しているケースが見受けられました。当初契約時から土地の実勢価格等が変動していることも考えられるので、実情に即した契約となっているか、契約更新時に適切な見直しを行ってください。

５、耕作放棄地対策について。

耕作放棄地対策のために調査検討を委託されていますが、調査検討だけに終わらないよう、地域とも連携しながら、検討されている組織の設立を見据えて、地域振興、農業振興につながる持続可能な計画を立てて実行してください。

６、尺土駅前周辺整備事業及び国鉄・坊城線整備事業について。

尺土駅前周辺整備事業は、度重なる計画変更により、計画年数、事業費の修正が加えられてきました。事業進展の鍵である用地取得の交渉方法を見直すなどして、市の総力を挙げて事業の早期実現を求めます。国鉄・坊城線整備事業については、長期間事業を重ねながらも、用地取得の見通しが困難で、隣接自治体の協力も得られにくいことが明らかとなっています。また、これまで投下した予算、時間が膨大なことから、立ち止まることも容易ではないことは推察できますが、先が見通せない事業にこれ以上貴重な資源を浪費すべきではなく、動きのある直近の工事等が一段落した時期をめどに、事業の根本的な見直しを行うことも選択の１つと考えます。

７、団体補助金の固定化について。

団体補助金について、補助金を交付されている団体の固定化が見受けられました。補助金交付団体の長期固定化は、事業目的の達成度や費用対効果の検証が不十分となりやすいため、新規団体等への不公平が生じないよう留意が必要です。既得権益化につながらないよう、事業目的が達成されていない団体に対する補助の縮小や廃止、新しい団体の参入についても検討するよう見直しを求めます。

８、監査における指摘事項について。

過去の決算審査講評も含め、幾度も指摘があるにもかかわらず、措置が講じられていない項目が散見されます。責任を持って改善につながるよう、監査委員の指摘事項に対する検討結果及び今後の方針について報告を求めます。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

葛城市監査委員、森田洋平。同じく奥本佳史。

以上です。

増田議長　以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本９議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております認第１号から認第９号までの９議案については、８人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、認第１号から認第９号までの９議案につきましては、８人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休　憩　午前１１時１０分

再　開　午前１１時３０分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。

決算特別委員会委員長、川村優子議員、同じく副委員長、西川善浩議員、以上でございます。

次に、日程第17、議第56号、市道の変更についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました議第56号、市道の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、開発事業に伴い、開発敷地の中央を通る市道の一部区間が開発地に取り込まれ、一体利用されるため、これに代わる新設道路の付け替えを行ったことにより、市道の起点等を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

増田議長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第56号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第18、議第57号から日程第23、議第62号までの条例の制定及び一部改正の６議案を一括議題といたします。

本６議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました議第57号から議第62号までの６議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第57号、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、市内におけるホテルまたは旅館の開業を促進するために必要な奨励措置を講ずることによって、観光の振興、にぎわいの創出及び市民の雇用機会の拡大を図り、もって本市における地域経済の活性化及び市民生活の向上を目的とした条例を制定するものでございます。施行期日は本年10月１日でございます。

次に、議第58号、葛城市行政手続条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正を受けて、不利益処分における名宛人の所在が判明しない場合において、聴聞の通知方法にインターネットによる公示の方法を追加する改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第59号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、新たに施行されました個人番号カードの機能を有した特定在留カード等でも印鑑登録証明書を発行することができるものとする所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第60号、葛城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法令の引用条項の条ずれの改正を行うものでございます。施行期日は本年10月１日でございます。

次に、議第61号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、市民税及び固定資産税に係る所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市民税では公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う規定の整備、また、固定資産税では免税点の見直しに伴う規定の整備を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第62号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、福祉医療費助成に係る審査支払機関の名称の改正を行うものでございます。施行期日は本年10月１日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

増田議長　これより質疑に入りますが、本６議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいまの議題となっております議第57号、議第58号、議第60号及び議第61号の４議案につきましては総務建設常任委員会に、議第59号及び議第62号の２議案につきましては厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第24、議第63号から日程第26、議第65号までの財産の取得３議案についてを一括議題といたします。

本３議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました議第63号から議第65号までの３件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第63号、財産の取得につきましては、書庫用集密書架等の取得についてでございます。

本案につきましては、（仮称）當麻複合施設内の書庫において、書類及び書籍等を収納するための集密書架を取得するものでございます。本年７月21日に一般競争入札を実施した結果、１者が応札し、株式会社カギオカが落札いたしましたので、契約金額4,213万円で売買契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第64号、財産の取得につきましては、庁舎事務室用什器等の取得についてでございます。

本案につきましては、（仮称）當麻複合施設内の庁舎事務室において、職員の事務に使用するための机、椅子、棚等の什器を取得しようとするものでございます。本年７月21日に一般競争入札を実施した結果、１者が応札し、株式会社カギオカが落札いたしましたので、契約金額2,612万5,000円で売買契約を締結しようとするものでございます。

最後に、議第65号、財産の取得につきましては、避難所資機材の取得についてでございます。

本案につきましては、避難所の生活環境の改善を目的とした各資機材を取得しようとするものでございます。本年８月４日に一般競争入札を実施した結果、１者が応札し、株式会社ピーシー販売が落札いたしましたので、契約金額3,078万4,820円で売買契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

増田議長　これより質疑に入りますが、本３議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第63号議案及び議第64号議案につきましては、会議規則第37条によりまして、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会へ付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第63号議案及び議第64号議案につきましては、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会へ付託の上、審査することに決定をいたしました。

なお、議第65号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第27、議第66号から日程第29、議第68号までの令和８年度補正予算３議案を一括議題といたします。

本３議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長　ただいま議題となりました議第66号から議第68号までの３議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第66号、令和８年度葛城市一般会計補正予算（第２号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,692万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億8,093万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、令和９年４月に執行予定の奈良県知事選挙及び県議会議員選挙に係る経費の追加や、国や県への精算に伴う過年度収入や返還金の追加等でございます。また、第２条では、債務負担行為の補正を行うものでございます。

次に、議第67号、令和８年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第１号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,634万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,654万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、前年度決算による国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

最後に、議第68号、令和８年度葛城市水道事業会計補正予算（第２号）の議決についてでございます。

本案につきましては、地方公営企業法第33条第２項の規定に基づく重要な資産の取得及び処分に関しまして、令和８年度葛城市水道事業会計予算に定めるべき事項の記載に漏れがございましたので、手続の適正化を図るため、当該事項を予算に追加するものでございます。補正内容につきましては、竹内地内におきまして、水道用地として取得する資産の種類、名称及び数量でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

増田議長　これより質疑に入りますが、本３議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております議第66号から議第68号までの３議案につきましては、８人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長　ご異議なしと認めます。よって、議第66号から議第68号までの３議案につきましては、８

人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休　憩　午前１１時４５分

再　開　午後　０時００分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第８条第１項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、吉村始議員、以上でございます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、配付をしている日程のとおり、２日、３日、18日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前９時30分にご参集願います。

なお、７日は午前９時30分から総務建設常任委員会、８日は午前９時30分から厚生文教常任委員会、９日は午前９時30分から予算特別委員会、午後２時から物資集積拠点に関する調査特別委員会がそれぞれ開催されます。10日、11日、14日は午前９時30分から決算特別委員会がそれぞれ開催されます。15日は午後３時から（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会が開催されます。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願い申し上げます。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散　会　午後０時０２分